

企業立地促進区域【葛尾村】

令和8年4月1日時点

1. 避難解除区域及び現に避難指示であって法第4条第4号ハに掲げる指示であるものの対象となっている区域

| 対象区域 | | | 認定期限 | 雇用特例 適用期限 | (参考) 避難指示解除 |
|----------------|--|--|------------|--|----------------|
| 大字 | 字 | 地番 | | | |
| 葛尾 | 字野行 | 85番地（土地活用がなされる範囲に限る）、100番地2（土地活用がなされる範囲に限る）、107番地1（土地活用がなされる範囲に限る）、145番地1、146番地1、147番地1、148番地1、150番地1、152番地1から2、153番地1から2、154番地1から4、244番地 | R14. 3. 30 | 認定を受けた日 (R14. 3. 30まで) から5年を経過する日までの期間 | R7. 3. 31 |
| 国有林 磐城森林管理署 | 1078林班のうち「ち2」、「ち6」、「り」及び「イ」の区域（土地活用がなされる範囲に限る）、1079林班のうち「と」、「り」及び「る」の区域（土地活用がなされる範囲に限る）、1080林班のうち「ろ」の区域（土地活用がなされる範囲に限る）、1081林班のうち「ぬ」、「る」、「わ1」、「わ2」、「か」及び「な」の区域（土地活用がなされる範囲に限る）、1083林班のうち「ほ」及び「ち」の区域（土地活用がなされる範囲に限る）、1084林班のうち「い1」から「い5」、「は」、「に2」及び「と」の区域（土地活用がなされる範囲に限る）、1085林班のうち「い2」及び「た2」の区域（土地活用がなされる範囲に限る）、1086林班のうち「る1」、「る5」、「る7」、「る8」、「わ」、「か」、「よ」及び「ロ」の区域（土地活用がなされる範囲に限る）、1092林班のうち「ほ」、「へ1」、「へ2」、「ぬ1」、「ぬ2」及び「ぬ4」から「ぬ8」の区域（土地活用がなされる範囲に限る）、1093林班のうち「へ」の区域（土地活用がなされる範囲に限る）、1094林班のうち「わ」の区域（土地活用がなされる範囲に限る） | | | | |
| 葛尾 | 村道地蔵沢線 | | R11. 6. 11 | 認定を受けた日 (R11. 6. 11まで) から5年を経過する日までの期間 | R4. 6. 12 |
| | 字柏原 | 1番地2から10、1番地12から21、2番地1から3、2番地7から15、3番地1、3番地3、3番地6から8、5番地1から3、10番地1、10番地3、12番地1から3、12番地5から16、14番地1、16番地、17番地1から2、18番地1、19番地5から6、19番地11、19番地13から23、20番地1、20番地3、20番地6、21番地1から5、22番地2から7、23番地3から4、23番地6、23番地9から20、24番地1から5、25番地1から2、25番地5、26番地7、26番地10、26番地12、26番地14、 26番地16から20、27番地3から7、27番地12から15、29番地2から3、29番地15から16、30番地2から6、32番地14から16、33番地、34番地1から6、35番地、36番地1から4、38番地1、39番地、41番地1、47番地、48番地1、48番地3から4、49番地1から3、50番地1、51番地1から3、52番地1から2、53番地、54番地1から2、55番地1から3、55番地5から7、56番地、57番地1から6、58番地から118番地、119番地1から2、120番地から129番地、130番地1、130番地3から5、130番地7から8、131番地、132番地1から2、133番地から144番地 | | | |
| | 字野行 | 1番地1、1番地7から11、1番地13、3番地1、5番地2、5番地5から10、5番地12から16、6番地1、7番地1から2、8番地から9番地、10番地2、13番地から18番地、19番地1から2、20番地1、20番地4から11、21番地1から7、22番地1から4、23番地1、24番地1、24番地3、24番地5、27番地1から2、27番地18、27番地22、27番地25、27番地27から39、35番地1、36番地1、36番地3から4、39番地4、39番地7から10、40番地1から6、41番地1から5、42番地1から2、43番地1から4、44番地1、44番地6から8、45番地1から2、45番地4、45番地11、45番地13、46番地1から2、47番地3、47番地14から17、48番地1、49番地1、49番地3から4、50番地1、54番地、55番地1、55番地4、56番地1から3、56番地7、58番地1、58番地3、59番地1、59番地4、60番地1、60番地6、61番地1から2、62番地1、64番地1から2、65番地1から2、65番地5、67番地、67番地6、68番地、69番地1、70番地1、70番地4、71番地1、71番地8、72番地1、72番地4、73番地、75番地1から2、76番地、79番地2、80番地2、84番地、86番地4、88番地から89番地、90番地1から2、90番地5、91番地1から2、93番地1、93番地3から7、95番地1、95番地3から4、97番地、99番地1から16、102番地2、102番地4、102番地14から18、102番地20、 103番地2、103番地4から5、103番地8から9、104番地1から2、107番地2、107番地4から6、107番地8から9、107番地11から12、109番地1から2、111番地1、111番地3から4、116番地1から3、117番地、118番地1から2、119番地、121番地2から10、122番地1から2、137番地から138番地、139番地2、141番地、155番地、157番地、158番地1から2、159番地から169番地、170番地1から2、171番地、173番地1から2、174番地、175番地1から2、176番地から180番地、181番地1から6、182番地から184番地、188番地1、188番地3、193番地から194番地、195番地1から2、196番地1から2、197番地1から2、198番地、199番地1から2、200番地1から2、201番地1から2、202番地1から2、203番地1から2、204番地、205番地1、206番地から223番地、224番地1から2、225番地1から2、226番地から243番地、245番地から248番地 | | | |
| | 字小出谷 | 1番地8、13番地2 | | | |
| 国有林 磐城森林管理署 | 1090林班のうち「イ」の区域 | | R11. 6. 11 | 認定を受けた日 (R11. 6. 11まで) から5年を経過する日までの期間 | R4. 6. 12 |
| | | R4. 6. 12に避難指示が解除された土地に接する道路（隣接する部分に限る）、県道浪江三春線、村道柏原・阿掛線、村道野行・岩角線、村道落合・下野行線、林道野行・大笹線 | | | |

別紙

| | | | | | |
|----------------|---|--|--|---|----------|
| 落合 | 字関下 字西ノ内 字菅ノ又 字落合 字夏湯 字大放 字手倉 字家老川 字木取場 字大笹 | 全域 全域 全域 全域 全域 全域 全域 全域 全域 | | 認定を受けた日 (R5.6.11まで) から5年を経過 する日までの期 間 | H28.6.12 |
| 葛尾 | 字風越 字梨木平 字堂平 字中平 字銅谷平 字敷井畑 字中清水 字関場 字北平 字登館 字八ツ田 字仲田 字東平 字板木 字下ノ内 字湯口 字小坂 字広谷地 | 全域 全域 全域 全域 全域 全域 全域 全域 全域 全域 全域 全域 全域 全域 全域 全域 | | 認定を受けた日 (R5.6.11まで) から5年を経過 する日までの期 間 | H28.6.12 |
| 上野川 | 字東 字仲谷地 字上野川 字室伝前 字赤根久保 字遠ノ子 字静田和 字仲迫 字境ノ岫 字一盃森 字三本松 字蟹山 | 全域 全域 全域 全域 全域 全域 全域 全域 全域 全域 全域 全域 | | 認定を受けた日 (R5.6.11まで) から5年を経過 する日までの期 間 | H28.6.12 |
| 野川 | 字湯ノ平 字十良内 字六良田 字町 字関場 字廻田 字仲ノ内 字南仲ノ内 字草刈場 字浜井場 字中島 字蔵久 字清ノ内 字湯殿 | 全域 全域 全域 全域 全域 全域 全域 全域 全域 全域 全域 全域 全域 | | 認定を受けた日 (R5.6.11まで) から5年を経過 する日までの期 間 | H28.6.12 |
| 国有林 磐城森林管理署 | 1062~1064林班、1226~1286林班 | | | 認定を受けた日 (R5.6.11まで) から5年を経過 する日までの期 間 | H28.6.12 |